

# 九州ブロック司法書士会協議会

## 顕彰規則

(目的)

第1条 九州ブロック司法書士会協議会(以下「本会」という。)の会員及び職員等に対する顕彰はこの規則の定めるところによる。

(顕彰)

第2条 九州ブロック司法書士会協議会会長(以下「本会会長」という。)は、本会の司法書士であって、本会の運営に寄与し功績顕著である者及び本会事務局職員として誠実に職務に従事し本会の運営に寄与した功績顕著である者を顕彰する。

2 顕彰はすべて感謝とし、本会会長が感謝状を授与して行う。

3 感謝には副賞として理事会が相当と認めた金品を添えることができる。

(被感謝該当者の死亡)

第3条 感謝を受ける者が顕彰の日前に死亡したときは死亡の日にさかのぼって顕彰する。

(顕彰候補者)

第4条 第2条の規程により顕彰を受ける者は次の各号の一に該当する者の中から選定する。ただし、過去に於いて本会会長の顕彰を受けた者は、原則として除くものとする。

(1) 本会の役員又は部長として通算2年以上在職した者

(2) 本会の委員又は部員として4年以上在職した者

(3) 本会の事務局長として誠実に職務に従事し本会運営に寄与した功績が顕著な者

(4) 前各号に順ずる者で特に顕著に値する者

(被顕彰者の選定方法)

第5条 前条第(3)号及び第(4)号に該当する者については理事会の議を経て選定するものとする。

(顕彰の時期)

第6条 第4条第(1)号乃至第(3)号の該当者は当該役職を退職した次の定時総会において行うものとする。

(在職期間の計算)

第7条 本規則による在職期間の計算は、役職等に就任し、若しくは事務局職員に就職した日から顕彰の日までとする。但し、顕彰の日以前にその職を辞した者については辞した日までとする。

(規則の改廃)

第8条 この規則の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和53年3月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正規則は、平成8年6月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正規則は、平成15年4月12日から施行する。